様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025 年　4 月　2 日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃおきなわぷれす  一般事業主の氏名又は名称　株式会社オキナワプレス  （ふりがな）たまなは　りゅうや  （法人の場合）代表者の氏名　玉那覇　竜也  住所　〒900-0004  　　　　沖縄県那覇市銘苅2-3-6 那覇市IT創造館201号室  法人番号　3360001032045  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進活動 | | 公表日 | 2025年　2月　18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ページ: DX推進活動  見出し: ー 経営ビジョン ー  URL: https://okinawapress.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | ー 経営ビジョン ー 当社は、デジタル技術とデータ活用を通じて、顧客の課題を解決し、価値創造を加速する企業を目指します。DXを推進することで、業務効率の向上、品質の改善、新たなビジネスモデルの創出を図り、企業の持続的成長を実現します。  ー 情報処理技術活用の方向性 ー 当社は、顧客接点のデジタル化を通じてUX（ユーザー体験）の最適化を図り、顧客行動やニーズに関するデータを蓄積・分析することで、新たなサービスや付加価値の創出に繋げる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進活動 | | 公表日 | 2025年　2月　18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 見出し:  DX戦略の柱  1. AI・データ活用による業務プロセスの最適化  2. デジタルツールの導入による業務効率化  3. データを基盤とした顧客価値の向上  URL: https://okinawapress.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | DX戦略の柱  当社のDX戦略は、以下の3つの主要な取り組みを軸に展開しています。  1. AI・データ活用による業務プロセスの最適化  最新のAI技術とビジネスインテリジェンス（BI）ツールを活用し、データ分析を基軸とした業務プロセスの最適化を図ります。これにより、以下の効果を期待しています。  •生産性向上：リアルタイムのデータ分析により、業務効率を最大化  •リスク管理：AIによるリスク予測モデルを活用し、品質リスクの事前検知  •意思決定の迅速化：データドリブン経営の実現により、戦略的な意思決定を支援​  2. デジタルツールの導入による業務効率化  ペーパーレス化、SaaS導入、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用し、業務の自動化・効率化を推進します。  • クラウド基盤の整備：データを一元管理し、社内外の情報共有を円滑化  • 自動化プロセスの構築：反復作業のRPA化により、人的リソースを戦略業務に集中  • ペーパーレス化の徹底：紙ベースの業務を完全デジタル化し、情報管理を強化  3. データを基盤とした顧客価値の向上  データ活用を軸に、顧客ニーズに応じた最適なサービス提供を目指します。  • CRM・SFAの導入：営業プロセスのデジタル化により、顧客情報を一元管理  • 顧客満足度の向上：データ分析による顧客インサイトの取得とパーソナライズ戦略の強化  • フィードバックループの確立：顧客の声をリアルタイムで収集し、継続的なサービス改善を実施​ | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 見出し: DX推進体制  URL: https://okinawapress.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  当社は、DX戦略を実現するため、以下のような体制を整備しています。  • DX推進チームの設置：経営層と各部門のDXリーダーが連携し、全社的な戦略推進を実施  • デジタル人材の育成：ITリスキリングを通じて、社員のデジタルスキル向上を支援  • データガバナンスの強化：データセキュリティの確保とコンプライアンス遵守を徹底 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 見出し: クラウドインフラ整備​  URL: https://okinawapress.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | クラウドインフラ整備​ データ活用の高度化と業務効率の向上を実現するために、クラウドベースのITインフラを整備し、データの一元管理を行います。  •ハイブリッドクラウドの導入：社内業務システムをクラウド環境へ移行し、オンプレミスと連携するハイブリッドクラウドを導入。これにより、安全性を確保しつつ、柔軟なリソース管理を可能にします。  •データレイクの構築：各部門で発生する業務データを一元管理するデータレイクを構築し、リアルタイムの分析環境を整備。  •BIツールの活用：データの可視化を促進し、リアルタイムでのKPIモニタリングを可能にするBIツールを導入。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進活動 | | 公表日 | 2025年　2月　18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 見出し: DX戦略の達成指標（KPI）  URL: https://okinawapress.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | DX戦略の進捗を測定し、継続的な改善を行うために、以下の指標を設定しています。  業務効率化による時間削減率：20%以上 AIリスク予測の精度：85%以上 DX導入による生産性向上率：30%以上 顧客満足度（NPS）：前年比+15% デジタル活用による売上向上率：10%以上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　2月　18日 | | 発信方法 | ページ: DX推進活動 見出し: DX推進に向けた経営者メッセージ URL: https://okinawapress.jp/dx/ | | 発信内容 | DX推進に向けた経営者メッセージ  株式会社オキナワプレスは、デジタル技術とデータを活用し、より効率的で持続可能な事業運営を目指しています。DX（デジタルトランスフォーメーション）を経営の軸とし、業務の効率化、サービスの向上、新たな価値創造に取り組んでいます。そのために、以下の3つの重点施策を推進しています。  1. AIとデータ活用で業務を最適化  当社は、AIやBIツールを活用し、データをもとに業務を効率化しています。リアルタイムのデータ分析により、プロジェクトの進捗や課題を可視化し、より的確な判断ができるようにしています。さらに、AIを活用して品質管理を強化し、リスクの早期発見や業務の安定化を実現しています。  2. 事業プロセスの透明化とスピードアップ  クラウド技術を活用し、データや業務アプリケーションを一元管理することで、どこからでもスムーズに業務を行える環境を整えています。また、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入し、繰り返し作業を自動化。さらに、アジャイル開発を採用することで、市場の変化やお客様の要望に素早く対応できる体制を構築しています。  3. 顧客との関係強化とサービス向上  AIとデータ分析を活用し、お客様一人ひとりに最適なサービスを提供します。CRM（顧客管理システム）やビジネスチャットを活用し、迅速かつスムーズなコミュニケーションを実現。さらに、お客様の声をリアルタイムで収集・分析し、サービス改善につなげることで、より満足度の高い体験を提供していきます。  私たちは、デジタル技術を活用することで、お客様により良い価値を提供し続ける企業を目指します。DXを推進し、時代の変化に対応しながら、新たな成長とイノベーションを生み出してまいります。  株式会社オキナワプレス 代表取締役　玉那覇竜也 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社は、情報処理システムの最適化とDX推進を加速するため、実務執行総括責任者が主導して現状の課題を把握し、継続的な改善を行っています。その一環として、IPAが提供するDX推進指標を活用し、自己診断を実施。これにより、当社の情報処理システムにおける強みと改善点を可視化し、戦略的な対応策を策定しています。  自己診断の結果はIPAに提出し、業界全体のベンチマークデータと比較することで、当社のデジタル活用度を客観的に評価。これに基づき、システムの最適化や業務プロセスの改善、セキュリティ強化など、具体的なアクションプランを策定しています。  また、診断結果を経営層や各部門と共有し、定期的なレビューを実施することで、システムの課題を早期に特定し、持続的なDX推進につなげています。今後も、データに基づいた改善を継続し、より効率的かつ安全な情報処理環境の構築を目指します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　8月頃　～　2024年　　12月頃 | | 実施内容 | 当社は情報セキュリティ基本方針を制定し、SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。